

で、国賠法1条1項の適用上違法があったとはいえない。

第6 国賠違法事由⑥—被告国及び被告県が周辺自治体との間で SPEEDI 計算結果の情報共有を怠った違法（争点4-2-6）

1 本件国賠原告らの主張の要旨

5 文部科学省や保安院が3月11日午後4時49分から開始した SPEEDI による予測計算結果（本件情報②）は、福島第一原発の周辺自治体が住民避難等の対策を行うに際して有用な情報であり、被告国及び被告県は、これらの周辺自治体との間で本件情報②について適切に情報共有すべき職務上の義務があったにもかかわらず、これを怠った。

10 2 判断

上記第1の4で説示したところによれば、被告国及び被告県による本件情報②の取扱いが不合理であったとは認められないところ、このことを踏まえると、被告国及び被告県において、上記第1の3(3)で認定した SPEEDI による予測計算結果の公表とは別に、本件原発事故直後に福島第一原発の周辺自治体との間で SPEEDI による予測計算結果について情報共有を行わなかったとしても、本件国賠原告らに対する関係で、国賠法1条1項の適用上違法があったとはいえない。

15 第7 国賠違法事由⑦—被告県が福島県の放射線健康リスク管理アドバイザーに委嘱した山下俊一の発言を放置した違法（争点4-2-7）

20 1 本件国賠原告らの主張の要旨

被告県は、本件原発事故後のパニック防止のために福島県民の被ばくりスクへの不安を除去する目的から、平成23年3月19日、長崎大学医学部教授の山下俊一に対し、福島県放射線健康リスク管理アドバイザー（本件アドバイザー）を委嘱し、福島県の現状は危険でないことの啓蒙・宣伝活動を依頼した。山下俊一は、本件アドバイザーとして、就任直後の記者会見、3月20日のいわき市、3月21日の福島市及び5月3日の二本松

市での講演等において、放射線の健康被害に関する科学的知見に著しく反する以下の(1)ないし(5)の発言を行い、本件国賠原告らに対し、無用な被ばくをさせた。被告県がこれらの発言を放置したことは、違法な公権力の行使に当たり、国賠法1条1項の適用上違法の評価を受ける。

- 5 (1) 100 mSv/年までの被ばくであれば発がんリスクはない旨の発言  
(5月3日の二本松市講演での発言。本件山下発言①)
- (2) 100  $\mu$ Sv/時の被ばくであれば健康影響の心配はいらない旨の発言  
(3月20日のいわき市及び3月21日の福島市講演での発言。本件山下発言②)
- 10 (3) 1 mSv の放射線を浴びると細胞の遺伝子の1個に傷が付く旨の発言  
(3月21日の福島市講演での発言。本件山下発言③)
- (4) 放射線の影響はニコニコ笑っている人には来ずクヨクヨしている人  
に来る旨の発言 (3月21日の福島市講演での発言。本件山下発言④)
- 15 (5) 安定ヨウ素剤の服用は必要ない旨の発言 (就任直後の記者会見での発言。本件山下発言⑤)

## 2 認定事実

証拠(丙B8, 証人山下, 各項に掲記した証拠)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

### (1) 福島県放射線健康リスク管理アドバイザーへの就任等

20 ア 山下俊一は、専門分野を内分泌・甲状腺学、放射線災害医療学及び国際放射線保健学とし、チェルノブイリでの医療協力や疫学調査研究を行った経歴を有する医師であり、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授であったところ、本件原発事故後、長崎大学が福島県立医大に派遣していた緊急時に対応する医療被ばくチーム又は福島県立医大  
25 理事長からの要請を受けて、3月18日、福島県立医大に入った。

イ 山下俊一は、3月19日、被告県の災害対策本部を訪れた際、被告

県から委嘱されて、福島県放射線健康リスク管理アドバイザー（本件アドバイザー）に就任した。本件アドバイザーの役割は、放射線と健康に関する正しい知識を福島県民に提供するというものである。

ウ 山下俊一は、被告県から依頼を受け、本件アドバイザーとして、就任直後の記者会見に応じ、また、福島県内で開催された講演会等において住民等を対象に放射線の健康影響について講演するなどした。

(2) 3月19日の記者会見における発言

ア 山下俊一は、3月19日の記者会見において、本件アドバイザーとして、「安定ヨウ素剤の配布は、その場に24時間滞在すると50 mSvを超えると予測される場合になされます。現在の1時間当たり20  $\mu$ Svは極めて少ない線量で、1か月続いた場合でも、人体に取り込まれる量は約1/10のため1から2 mSvですので、健康への影響はなく、この数値で安定ヨウ素剤を今すぐ服用する必要はありません。

（本件山下発言⑤）」と発言した。（甲C9〔山下俊一を批判する内容の雑誌の記事〕）

イ なお、山下俊一は、同記者会見における発言として、「既に1週間、線量のレベルが下がっていること、本来、安定ヨウ素剤は避難とともに飲ませる、あるいは事故の起こる前、事故からせいぜい6時間までが有効ですので、後追いで安定ヨウ素剤を飲ませることは、かえって副作用あるいは被ばくを増幅させるということで、必要ないというふうにコメントしました。」と説明した。（山下調書59項）

(3) 山下俊一は、3月20日、いわき市での講演において、本件アドバイザーとして次のとおり発言した。

（外を散歩していいかという質問に対し）「100  $\mu$ Svまでならなければまったく心配ありませんので、どうぞ胸を張って歩いてください。

（本件山下発言②）」（甲C9）

- (4) 山下俊一は、3月21日、福島市での講演において、本件アドバイザーとして次のとおり発言した。(甲C88の3〔原告ら録音反訳〕、丙C11の2〔被告県録音反訳〕)

ア 本件山下発言②

5 (ア) 「科学的にいうと、環境の汚染の濃度、 $\mu\text{Sv}$ が、 $100\mu\text{Sv}/\text{時}$ を超さなければ、全く健康に影響及ぼしません。ですから、もう、5とか、10とか、20とかいうレベルで外に出ていいかどうかという事は明確です。」、(生徒に対して屋内に、という指示を出すとしたらその際の基準となる数値の目安を問う質問に対し)「私  
10 がいつも言うように $100\mu\text{Sv}/\text{時}$ というのは、それ以上になると屋内退避すべきだと思います。」

(イ) 被告県は、翌3月22日、被告県のホームページ上で、「質疑応答の『 $100\mu\text{Sv}/\text{時}$ を超さなければ健康に影響を及ぼさない』旨の発言は、『 $10\mu\text{Sv}/\text{時}$ を超さなければ』の誤りであり、訂正し、  
15 お詫びを申し上げます。」との記事を掲載し、上記(ア)の発言(本件山下発言②)を訂正した。(丙C11の2)

イ 本件山下発言③

「放射線はエネルギーとして、1つ覚えてください。 $1\text{mSv}$ の放射線  
線を浴びると、皆様方の細胞の遺伝子の1個に傷が付きます。簡単。  
20  $100\text{mSv}$ 浴びると100個傷が付きます。これも分かる。浴びた線量に応じて傷が増える。これも分かる、みんな一様に傷が付きます。しかし、我々は生きています。生きている細胞は、その遺伝子の傷を治します。いいですか。 $1\text{mSv}$ 浴びた。でも翌日は治っとる。これが人間の身体です。 $100\text{mSv}$ 浴びた。99個うまく治した。でも、1  
25 個間違っって治したかもしれない。この細胞が何十年も経って増えてきて、がんの芽になるということを怖がって、今皆さんが議論している

5 ことを健康影響というふうに話をします。まさにこれは確率論です。事実は1 mSv 浴びると1個の遺伝子に傷が付く、100 mSv 浴びると100個付く。1回にですよ。じゃあ、今問題になっている10 μSv、50 μSv という値は、要するに、傷が付いたか付かんかわからん。付かんのです。」

ウ 本件山下発言④

「放射線の影響は、実はニコニコ笑っている人には来ません。クヨクヨしてる人に来ます。これは明確な動物実験で分かっています。」

10 (5) 山下俊一は、5月3日、二本松市での講演において、本件アドバイザーとして次のとおり発言した。(丙C12〔被告県録音反訳〕)

15 ア 「100 mSv 以下では明らかな発がんリスクは起こりません。わからないんですね。」、「100 mSv 以下は、実はわかりません。100 mSv 以下は明らかな発がんリスクが今、観察されていませんし、これからもそれを証明することは非常に困難であります。」(本件山下発言①)

イ 山下俊一は、本件山下発言①に続き、次のとおり発言してもいる。

20 「しかしながら、放射線の安全防護の基準の観点からできるだけ被ばくしない方がよい。100 mSv 以下だってがんのリスクはあり得るということで、しきい値がない直線的なリスクということが放射線安全防護基準の中で触れられています。その結果、どれだけ低くしても発がんのリスクはなくなるじゃないかという話になります。」

25 「ここ数日来20 mSv 年間という政府が出したこの安全防護基準に関していろんな異論が出たり、あるいは反論が出ています。結論から言うとできるだけ被ばくをしないというのが原則です。最初に守られるべきは乳幼児であり、妊婦であり、幼い子を守るというのは、これは当然であります。」、「1つの考え方は、日常1 mSv であるならば、

20 mSv ならとんでもない、20 倍にもなるという考え方が一方ではあります。また逆に、100 mSv を超さなければ、積算であろうとも1回だけだろうとも、発がんリスクは起こらない。その以下では分からない。では50 mSv でも20 mSv でも、そのリスクは実はゼロとは言いませんが、証明できない、という考えがあります。まずこれが1つの大きな論点であります。」、「(3月20日にいわき市の体育館で避難民を相手に怒号が飛び交う中でお話をさせていただきました。よく振り返って、私の発言にも誤りがあるということがわかりました。当時、100  $\mu$ Sv, 50  $\mu$ Sv, 10  $\mu$ Sv という言葉を私が使っていたことがわかりました。私は常々、10  $\mu$ Sv/時以下では、そんなに心配することはないという根拠は、年間100 mSv を基準にして話をしています。」、「広島・長崎の被爆のデータから、100 mSv 以下に抑えるというのが大原則であります。だからこそ国際放射線安全防護委員会は、緊急時の避難、あるいは屋内退避の指令からすぐ、その後に事態の長引きに応じて基準値を上げることを認めていきます。事態が収束しない場合は、100から20 mSv の年間積算量の中で安全防護を努めてください。できるだけ低くしてください。事故が収束したら、20 mSv 以下に抑えてください。これが段階的にとれる措置であります。その中で、日本が20 mSv という積算線量で、今いろいろなガイドラインを作っています。」、「すべての放射線の防護基準は一度に100 mSv 以上浴びて初めて発がんリスクがわかるという話をしました。しかし世界の基準は、少量、微量、積算で100 mSv 浴びても、これをおんなじように防護しようという基準でできています。でも生命の反応は大きく異なります。少量浴びても、よしんば傷が付いたとしても、それを直す能力を我々の体は備え付け持っています。すごく精密的な影響という意味でも異なります。

放射線を正しく理解し、正しく怖がるための1つの試金石としてこの積算線量の考え方と、一度に浴びる時の考え方に、同じ防護基準だけでも健康リスクは違うんだということを私は説明し続けてきました。」

### 3 判断

#### (1) 本件山下発言①（上記2(5)ア）について

ア 低線量（累積で約100 mSvを下回る線量域）の放射線被ばくによる健康への影響については、専門家の間においても、実証されているとする見解と実証されていないとする見解とに分かれているところ、ICRPの2007年勧告は、放射線防護の在り方を検討する上では、低線量域においても一定の科学的な基礎を有するものとしてLNTモデル（低線量領域でも、ゼロより大きい放射線量は、単純比例で過剰がんや遺伝性疾患のリスクを増加させるという仮説に基づく線量反応モデル）を採用している（第2章第4節第1の4参照）。

イ この点、本件山下発言①は、低線量の放射線被ばくによる健康への影響は実証されていないとの見解に立脚していると考えられるが、それに続く発言と併せて全体としてみれば、100 mSv以下の発がんリスクを証明することは困難であるにせよ、放射線の安全防護の基準の観点からはできるだけ被ばくしない方がよいこと、低線量で長時間にわたり継続的に被ばくし、積算量として100 mSvを被ばくした場合は、一度に被ばくした場合より健康影響が小さいと考えられること（WG報告書（丙B6の1の4頁）も同旨）、2007年勧告が示した緊急時被ばく状況及び現存被ばく状況における基準の内容、これを踏まえて政府が出した年間20 mSvの避難基準についても考え方は分かれていることについて一般の参加者向けに平易に説明したものといえる。そうすると、本件山下発言①は、これと異なる意見はあり得るにせよ、そうであるからといって、放射線の健康被害に関する

科学的知見に著しく反する内容であるとか、混乱を避け福島県の経済復興を最優先課題とする発言と評価することは、相当でない。

ウ 以上によれば、被告県が本件山下発言①を放置したことをもって、国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるとは認められない。

5 (2) 本件山下発言②（上記2(3), (4)ア）について

ア 本件山下発言②は、空間線量が $100\mu\text{Sv}/\text{時}$ を超さなければ、外  
で活動したとしても、健康に影響はない旨の発言であるところ、 $100\mu\text{Sv}/\text{時}$ は、仮にこの線量のままで24時間365日継続すると、  
年間線量にして $876\text{mSv}$ に達する線量であるから、山下俊一がそ  
10 のような趣旨として発言したものであるとすれば、一般聴衆に対する  
誤解を招く内容といえ、問題があるとの指摘を受けてもやむを得ない  
発言であったといえる。もともと、その発言がされた3月20日から  
21日にかけての当時、講演が開催されたいわき市及び福島市におい  
ては、一時的に10から $20\mu\text{Sv}/\text{時}$ 台の空間線量が測定されていた  
15 が（丙C1～5〔枝番を含む〕）、そのような線量が以後も継続する  
ことが見込まれていたとはいえず、空間線量は次第に低減傾向にあっ  
た。

イ この点、被告県は、福島市での講演の翌日である3月22日、「質  
疑応答の『 $100\mu\text{Sv}/\text{時}$ を超さなければ健康に影響を及ぼさない』  
20 旨の発言は、『 $10\mu\text{Sv}/\text{時}$ を超さなければ』の誤りであり、訂正し、  
お詫びを申し上げます。」として、本件山下発言②を公式に訂正した  
（上記2(4)アイ）。また、山下俊一自身も、5月3日の二本松市での  
講演において、いわき市での講演における自身の発言（本件山下発言  
②）に誤りがあったことを認め、発言を事実上撤回した（上記2(5)イ）。

ウ これに対し、本件国賠原告らは、本件山下発言②は、意図的に $100\mu\text{Sv}/\text{時}$ という高い線量を述べることにより、本件原発事故直後に



一時的に  $10\ \mu\text{Sv}/\text{時}$  を超える放射線量が測定された福島県内の住民に対する放射線に対する警戒心を解き、多くの住民が福島県外に避難することによる混乱を回避する狙いがあったものであるとも主張するが、そのような意図があったと認めるに足りる的確な証拠はない。

5 エ 以上によれば、本件山下発言②は、確かに誤解を招く内容であったが、被告県は、本件山下発言②を訂正する必要を認め、直ちにこれを公式に訂正しており、このような対応がされたことも考慮すれば、被告県の対応に国賠法1条1項の適用上違法があるとは認められない。

(3) 本件山下発言③（上記2(4)イ）について

10 ア 本件山下発言③は、1人の人間が  $1\ \text{mSv}$  の放射線を浴びると細胞の遺伝子の1個に傷が付くという発言であるところ、本件国賠原告らは、1人の人間が  $1\ \text{mSv}$  の外部放射線を浴びると全身の37兆個の細胞に被ばくするから、本件山下発言③は、被ばくの危険性を37兆分の1に過小評価するものであって明確な嘘である旨主張している。

15 イ この点、吸収線量として考える場合には、放射線量にかかわらず、全身に均等に被ばくするとの前提であるから、全身の細胞に被ばくするはずであるとする本件国賠原告らの説明が生物学的には正しいといえる。しかしながら、本件山下発言③は、避難場所の体育館において騒然とした雰囲気の中で行われたため、被災者の不安に寄り添う形の説明も必要とされていたこと、また、その前後の文脈からしても、  
20 吸収線量についての生物学的に正確な説明を試みようとしているわけではなく、 $100\ \text{mSv}$  以下の低線量被ばくにおける確率的影響（第2章第3節第1の2(1)参照）についてイメージ的に分かり易く説明するためのいわば例えとして（山下調書161項）説明しているとの側面  
25 があることは否定し難いというべきである。

そうすると、本件山下発言③については、より適切な説明の仕方が

あったとも考えられるが、このことをもって、「被ばくの危険性を37兆分の1に過小評価するもので明確な嘘である」とする本件国賠原告らの主張は、上記に述べた発言の趣旨や前後の文脈を全体的に考慮すれば、いささか当を得ない評価であるといわざるを得ない。

5 ウ 以上によれば、被告県が本件山下発言③を放置したことをもって、国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるとは認められない。

(4) 本件山下発言④（上記2(4)ウ）について

ア 本件山下発言④は、「放射線の影響は、実はニコニコ笑っている人には来ません。クヨクヨしてる人に来ます。これは明確な動物実験で  
10 分かっています。」という発言であるところ、本件国賠原告らは、ニコニコ笑っていれば放射線の電離（＝人体の損傷）が起こらないとする発言は、科学的に前代未聞の虚偽である旨主張している。

イ この点、証人山下は、本件山下発言④の趣旨に関し、「過度な精神的な緊張あるいは自律神経の亢進は決して良くないと思いましたが  
15 で」、「緊張を解くという意味で話をしました」と説明しているところ、本件原発事故直後の避難場所において不安な避難生活を強いられている避難者に対し、冗談とも受け取られる発言をすることについては、これを不快に受け止めた聴衆がいたであろうことが推測されるし、不適切であるとの批判もあり得るところであり（証人山下も、本件山下  
20 発言④を含む講演等での自らの発言に関し、「私の言葉足らず、舌足らず、そういうものがいわゆる大きな誤解を招いたとすれば、本当に申し訳ないというふうに思います」と述べている。山下調書352項）、被災者が当時置かれた状況を思えば慎重に言葉を選ぶべきであったといえるが、その表現内容に照らせば、積極的に誤解を与えようとする意図まではうかがわれず、これをもって本件国賠原告らの主張する  
25 ように「科学的に前代未聞の虚偽である」と評価することは、必ずし

も相当とはいえない。

ウ 以上によれば、被告県が本件山下発言④を放置したことをもって、国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるとは認められない。

(5) 本件山下発言⑤（上記2(2)ア）について

5 ア 本件山下発言⑤は、3月19日の記者会見における「現在の1時間当たり20 $\mu$ Svは極めて少ない線量で、1か月続いた場合でも、人体に取り込まれる量は約1/10のため1から2mSvですので、健康への影響はなく、この数値で安定ヨウ素剤を今すぐ服用する必要はありません。」という発言であるところ、本件国賠原告らは、証人山下は、同記者会見における発言として、本件山下発言⑤とは異なる説明  
10 （上記2(2)イ）をするなど、理由付けをコロコロ変えており、科学的知見とおよそ相容れない発言である旨主張する。

イ しかしながら、3月19日の記者会見における発言として、上記2(2)アの発言内容（本件山下発言⑤）と同イの発言内容（証人山下が説明した発言）とが矛盾するものとはいえないことに加え、本件原発事故当時の防災指針を踏まえて行われた安定ヨウ素剤の予防服用に係る検討及び措置について、原子力災害対策本部長等の判断が不合理とはいえないこと（上記第2の4）にも鑑みれば、本件山下発言⑤をも  
15 って、「科学的知見とおよそ相容れない発言」とはいえない。

ウ 以上によれば、被告県が本件山下発言⑤を放置したことをもって、国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるとは認められない。

(6) まとめ

以上によれば、本件山下発言①～⑤に対する被告県の対応に、国賠法1条1項の適用上違法と評価すべきところがあるとは認められない。

25 第2節 本件国賠部分の本案のまとめ

以上によれば、本件国賠部分のその余の本案の争点（争点4-1, 3ないし

6) について判断するまでもなく、本件国賠原告ら（ただし、本件国賠部分に係る訴訟の全部が訴えの取下げにより終了したと認められる原告番号3の1、5の2、9の2及び36の1を除く。）の請求は、いずれも理由がない。

## 第5章 結論

よって、本件行訴部分については、第1次請求及び第2次請求に係る訴えは不適法であるからいずれも却下し、その余の請求（第3次請求）は理由がないからいずれも棄却し、本件国賠部分については、本件取下原告ら（原告番号3の1、5の2、9の2及び36の1）の訴えは取下げにより終了したからいずれも訴訟の終了を宣言し、その余の本件国賠原告らの請求は理由がないからいずれも棄却することとし、訴訟費用については、行訴法7条（本件行訴部分につき）、民訴法61条及び65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

福島地方裁判所第一民事部

裁判長裁判官 遠 藤 東 路

裁判官 工 藤 哲 郎

裁判官 奥 山 拓 哉